

SERIES TAINS解体新書

~最新の全部取消し非公開 裁決から~



······朝倉 洋子_[目黒]

Tax Accountant Information Network System

I はじめに

平成30年3月19日、国税不服審判所のホームページに最新の平成29年7月1日から9月30日までに言い渡された裁決事例201件が公表されました。

http://www.kfs.go.jp/

全部取消し件数	29件
一部取消し件数	15件
棄却件数	147件
却下件数	10件
変更	0件

TAINSの税法データベースに、収録済みの同期間に係る審査請求事件は、国税不服審判所のホームページに、既に公表されていた下記の平成29年7月25日裁決1件のみでした。

(滞納処分に関する猶予、停止等 その他)

国税徴収法第153条第1項各号に該当する事実がいずれも認められないことから、滞納処分の停止の取消処分は適法であると認めた事例(①滞納処分の停止取消処分、②債権の差押処分・①②棄却・平29-07-25公表裁決【国税不服審判所ホームページ】)

Ⅱ 全部取消しの最新非公 開裁決の紹介

この3か月間の裁決のうち、非公開となっていた全部取消しの裁決4件を以下に紹介します。

① 平29-08-21裁決

請求人は、原処分に係る調査の終了の際、調査担当者は、国税通則法第74条の11《調査の終了の際の手続》第2項に規定する調査結果の内容の説明をせず、同条第3項に規定する修正申告書の勧奨及び書面の交付もしなかったのであるから、本件調査の手続は違法である旨主張する。

しかしながら、調査担当者は、請求 人の代表者に対して口頭で調査結果の 内容を説明し、同人が当該書面の受領 を拒否したため、当該書面を請求人の 事務所の郵便受けに投函して交付して おり、同条に規定する調査結果の内容 の説明及び当該書面の交付は履行され たといえる。また、上記事情に加え、 請求人の関与税理士が、調査担当者に 対し、請求人は修正申告に応じない旨 を事前に明言していたという事情も考 慮すれば、同条に規定する修正申告の 勧奨をしなかったことには合理的な理 由があるというべきであるから、本件 調査の手続は、同条第2項及び第3項 の規定に反するものではない。

(広裁(法・諸)平29-2)

② 平29-08-21裁決

原処分庁は、請求人の行った土地の 売買取引(本件土地取引)は、請求人 と最終取得者の間で成立しており、そ の取引に中間取得者が介在していたか のように、不動産売買契約書を作成す ること等は、国税通則法第68条《重加 算税》第1項に規定する隠ぺい又は仮 装の行為である旨主張する。

しかしながら、中間取得者には、本 件土地取引について包括的に委任して いた本件受任者がいること、請求人と 中間取得者は、本件受任者主導の下、 当該土地について売買する旨合意し、 売買契約を締結したことが認められ る。また、最終取得者は中間取得者を 売買契約の相手方と認識し、かつ、当 該土地の売買代金が中間取得者に支払 われていることからすれば、中間取得 者と最終取得者の売買契約は有効に成 立しているものと認められる。したが って、本件各土地取引は有効に成立し ており、事実のわい曲行為はなく、ま た、事実の隠匿又は脱漏も認められな いのであるから同項に規定する隠ぺい 又は仮装の行為はない。

(広裁(法·諸)平29-3)

③ 平29-08-21裁決

原処分庁は、従業員に対する本件退職金の一部の金員が、請求人の代表者に手交された事実について、当該金員は、当該代表者に対する請求人から支払われた賞与と認められるとして、請求人に所得税法第183条《源泉徴収義務》第1項及び復興財源確保法第28条《源泉徴収義務等》第1項に規定する源泉徴収義務がある旨主張する。

しかしながら、当該従業員は、横領 発覚により、請求人での勤務を継続し 難くなり、自主的に退職し、他方、後 任者への引継ぎのために請求人に再雇 用され、再雇用後の給与等の待遇面が 退職前と異なっていることからすれ ば、再雇用された事実のみをもって当 該従業員の退職の事実を否定すること はできない。また、請求人において退 職金支給規定はなかったが取締役会に おいて従業員の退職金支給を決定する ことは可能であり、退職前2年の年収 及び勤続年数等を勘案すると、本件退 職金の額が不当に高額であるとは認め られないから、本件退職金は、請求人 が当該従業員の退職の事実に基因して 同人に対して支払った退職金と認めら れるから、同人が当該代表者に交付し た金員については、請求人が当該代表 者に対して支給した賞与とは認められ ない。よって、請求人において、当該 代表者に対する上記金員相当額の賞与 の支給を前提とする所得税法第183条 第1項及び復興財源確保法第28条第1 項に規定する源泉徴収義務は生じな い。

請求人は、取締役に対する本件役員 給与について、請求人から当該取締役 へ適正に支給されるとともに、当該取 締役も受領しているから、法人税の申 告において損金の額に算入できる旨主 張する。しかしながら、当該取締役は、 請求人に対して、役員としての役務提 供をしていないものと認められ、本件 役員給与は、審査請求人に対する役務 提供とは無関係なものである。また、 本件役員給与は、請求人の管理する口 座に振り込まれており、当該取締役は 本件役員給与を受領していないから、 本件役員給与の支払の事実も認められ ない。したがって、本件役員給与は、 法人税の申告において損金の額に算入 することはできない。

(広裁(法・諸)平29-2)

④ 平29-08-24裁決

原処分庁は、請求人の行った各土地 の売買各土地取引は、請求人と最終取 得者の間で成立しており、その取引に 中間取得者が介在していたかのように 不動産売買契約書を作成すること等 は、国税通則法第68条に規定する隠ぺ い又は仮装の行為である旨主張する が、中間取得者の代表者は、本件各土 地取引を、親族が代表を務める別法人 の担当者等に委ねていたものの、中間 取得者の利益を上げる目的で本件各土 地の売買の意思決定を行い、中間取得 者が請求人から購入した本件各土地を 最終取得者に転売し、実際に中間取得 者が転売による利益を得ていることが 認められる。また、最終取得者は中間 取得者を売買契約の相手方と認識し、 かつ、本件各土地の売買代金が中間取 得者に支払われていることからすれ ば、中間取得者と最終取得者の売買契 約は有効に成立しているものと認めら れる。したがって、本件各土地取引は 有効に成立しているのであるから、本 件各土地取引に関して総勘定元帳に計 上する行為は、同項に規定する隠ぺい 又は仮装の行為に該当するとはいえな

(広裁(法·諸)平29-5)

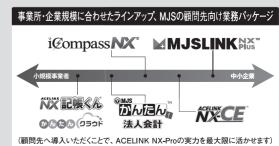
収録内容に関するお問い合わせは データベース編集室へ TEL 03(5496)1416

会計事務所向けシステムと言えば、【V【J】S! ミロク情報サービス。

> MJSは会計プロフェショナルのための 最強ツールACELINK NX-Proと 顧問先業務システムとの連携で 会計事務所を全面支援。 顧問先の満足度を向上させ、 長期的により良い関係を構築します。







●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、かんたんクラウド、「Compass NX、MJSLINK NX-Plus、MJSかんたん!法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

